

レストラン・シェフ等誘致促進業務委託に係る質問及び回答（案）

令和8年4月21日
食のみやこ推進局

質問1	昨年度の同様の事業の中で、貴局としてどのようなことを成果と捉えているのか、また、何を課題と感じたのか。そして今年度の企画コンペでは、昨年度の課題を解決して、目指すべき姿に近づいていくために、どんな成果を出していきたいと考えているのか。
-----	---

【回答】

昨年度の成果としては、4名のシェフを誘致対象者とし、県内視察を行うことで産地を体感していただき、県産食材の美味しさや魅力を紹介しました。その結果、本県での出店を前向きに検討されている方もおられ、継続して必要な支援を行っているところです。今年度も昨年度に引き続きシェフ誘致に向けた支援を行い、県産食材の高付加価値化や観光消費額の拡大による「食のみやこ熊本県」の創造に向けた本事業の推進に努めます。

質問2	誘致営業活動の結果、どの企業のどなたが興味を示したのか。誘致し、視察を行った結果、具体的にどのようなことを感じていらっしゃったのでしょうか？
-----	--

【回答】

現在、熊本出店を検討中の段階であるため現段階での実名の回答は差し控えさせていただきますが、視察された皆様より本県の県産食材に非常に興味を持ったとのお声をいただきました。

質問3	昨年度、企画コンペの中で「誘致視察者に対して、費用負担を求めるのは難しいのではないかと、あくまでも旅費交通費は全額委託費から持つべきではないか」ということを感じましたが、この部分に関して、昨年度誘致者の反応はいかがだったのでしょうか？
-----	---

【回答】

仕様書3（4）にあるとおり、旅費・宿泊費の半額を誘致対象者へ補助することとしております。昨年度は誘致対象者の方から本事業に支障があるようなお声はありませんでした。

質問4	市場調査及び情報提供の実施について、委託事業者が独自に調査することは前提として、貴県からの情報提供も望めるのでしょうか？
-----	--

【回答】

委託させていただいた受託者様との協議の中で、必要に応じてご提供することも可能です。

質問5	・現地での食材購入費について、誘致したシェフが興味を持った食材を購入したいとした場合、サンプル調達費として計上することは可能でしょうか？
-----	--

【回答】

産地視察に伴うサンプル提供の費用については、委託契約の対象経費として計上することは可能です。

質問6

・現地での食事費について、誘致したシェフが興味を持った食材を使っている貴県のレストラン等で食事をしたくなった場合、経費として計上することは可能でしょうか？

【回答】

県産食材の活用方法の紹介による理解醸成のため、産地視察の一環として本県のレストランで食事をする場合は、委託契約の対象経費として計上することは可能です。